

第6章 証券市場等に関する制度の企画・立案

第1節 ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた取組み

I ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応

1. ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応

平成16年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、同年11月16日と12月24日に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」（資料6-1-1、2参照）を公表し、以下の方策を強力に推進した。

(1) 全開示企業による自主的点検（資料6-1-3参照）

- ① 16年11月に、全開示企業に対して有価証券報告書等の株主の状況等についての開示内容の自主的な点検を要請した。
- ② この自主的点検に基づき訂正された開示内容について分析を行い、これを踏まえ、関係府令に規定された有価証券報告書の「記載上の注意」を明確化した。
- ③ 全開示企業に対して文書を送付し、開示上の留意点について、周知を図るとともに、適正なディスクロージャーに向けて経営者の継続的な取組みを要請した。
- ④ 関係団体と連携し、17年3月期の有価証券報告書の作成時期にあわせて、有価証券報告書作成に関するセミナー等を全国で開催した。

(2) 有価証券報告書等の審査体制

- ① 開示義務違反等に係る情報収集の強化を図るため、ディスクロージャー・ホットラインを開設（16年11月16日）。
- ② 17年度予算において、証券取引等監視委員会事務局に課徴金調査・有価証券報告書等検査室を設置するとともに、総務企画局にディスクロージャーをめぐるとの問題を専担する企業開示課を設置した。
- ③ 諸外国の企業情報開示システム等において、財務情報の分析・加工が容易となるコンピュータ言語（XBRL）の導入に向けた動きが進んでいることを受け、我が国においても、関係機関間における適切な連携を図り、計画的かつ効率的な形でEDINETの高度化に向けた取組みを進めていくことを目的として「EDINETの高度化に向けた協議会」を発足した（資料6-1-4、5参照）。
- ④ 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責

任者（C I O）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）に基づき、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」を 17 年 6 月に策定。その中で、E D I N E T に関する X B R L の導入及びそれに伴うシステムの再構築等を基本理念として 17 年度中の出来るだけ早い時期に「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」を策定することとしている。

（3）開示制度の整備

- ① ディスクロージャーの信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の充実を図ることが重要であるとの観点から、17 年 2 月より企業会計審議会内部統制部会において、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の策定について検討をしている。
- ② 17 年 3 月期から、有価証券報告書において、内部監査の状況、社外取締役・社外監査役の状況、関与監査人の状況等、コーポレート・ガバナンスに係る開示を充実した。
- ③ 同年 3 月期から、継続開示会社である子会社の有価証券報告書において、親会社の株主の状況、役員の状況、商法に基づく貸借対照表、損益計算書等、親会社情報の開示を充実した。

（4）公認会計士等に対する監督

監査法人における品質管理の向上等に向けて、監査基準等の改訂について企業会計審議会監査部会で検討している。

II 証券取引法の改正

最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応するとともに、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、証券取引法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 76 号）が 6 月 22 日に成立した。（資料 6-1-6 参照）

主な改正の概要は以下のとおりである。

- ① 従来、公開買付（T O B）規制の適用対象となっていなかった立会外取引のうち、買付け後の株券等所有割合が 3 分の 1 を超えるものについて、公開買付規制の対象とする。（資料 6-1-7 参照）
- ② 上場会社の親会社が有価証券報告書の提出会社でない場合、当該親会社に自身の情報の開示を義務づける。（資料 6-1-8 参照）
- ③ 日本語による要約等の添付を前提に、外国会社等に英語による有価証券報告書の提出を認める。（資料 6-1-9 参照）

また、衆議院において、継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入をその内容とする修正が行われた。（資料 6-1-10 参照）

主な改正部分の施行日は17年12月1日（立会外取引を公開買付規制の対象とする改正は17年7月9日（公布日（17年6月29日）から起算して10日を経過した日））。

Ⅲ 金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」

金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループは、16年10月以降、我が国ディスクロージャー制度のあり方について幅広い検討を行い、17年6月28日にその結果が第一部会に報告され、7月7日に了承された。（資料6-1-11参照）

報告の主な内容は、次のとおりである。

1. 「四半期開示のあり方」

証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示制度としても整備を図っていくことが適切であり、このため、四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図るとともに、四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図ることが適切であるとされている。

2. 「証券取引法上の開示規制の再編」

今後の開示規制の整備に当たって、

- (1) 有価証券（投資サービス）をその性質及び流通性に応じて分類し、その分類ごとにふさわしい開示規制のあり方を検討し、体系的な整理を行う
- (2) 有価証券（投資サービス）をめぐる取引の態様が将来的にさらに複雑多様化していく可能性を念頭に、開示規制の適用につき、より柔軟に判断をしていけるような枠組みを検討することが適切であるとされている。

3. 「投資情報の的確な提供と公平な開示の確保」

証券市場における公正・公平な情報提供の確保との課題への対応については、当面、証券取引所における適時開示や証券取引法上の公正取引規制の徹底等を通じて対応を図り、証券市場をめぐる今後の動向等を注視しながら、引き続き多面的に検討を行っていく必要があるとされている。

また、証券市場の効率性を向上させるためのインフラ整備として、電子開示システム（EDINET）の機能拡充（とりわけEDINETのXBRL化）が必要不可欠であるとされている。

第2節 金融先物取引法等の改正

I 経緯

外国為替証拠金取引（資料6-2-1、2参照）をめぐり、業者の執拗な勧誘や決済拒否を原因として、投資家が多額の損失を被ったり、資金が返済されない等のトラブルが多発しており、民事事件や刑事事件に発展しているものもあるなど、社会問題化した事態を踏まえ、外国為替証拠金取引をめぐる被害の拡大を防止するために、当該取引やこれに類似する取引を業として行い、又は媒介等を行う者を金融先物取引業者に含めることにより、規制の対象にするなどの措置を講じるべく、金融先物取引法等の改正を行った（平成17年7月1日施行）。

II 法律等の概要（資料6-2-3、4参照）

1. 金融先物取引業者の登録

金融先物取引業を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができないこととするほか、所要の登録拒否要件等を整備した。

2. 行為規制の拡充

（1）誠実公正義務

金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないこととした。

（2）禁止行為

金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止することとした。

（3）適合性の原則

金融先物取引業者は、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることとなること等のないよう業務を行わなければならないこととした。

3. 自己資本規制比率

金融先物取引業者（銀行等を除く。）は、資本等の合計額から固定資産等を控除した額の、その行っている金融先物取引等により発生する危険に対応する額の合計額に対する比率（自己資本規制比率）を算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないこととなり、金融先物取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようにし

なければならないこととした。

4. 外務員登録

金融先物取引業者は、その役員又は使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者について、登録を受けなければならないこととする等、外務員に係る規定を整備した。

5. 政府令の整備

取引の当事者の保護のため支障を生ずることがないと認められる取引として、預金等に組み込まれた店頭金融先物取引を適用除外するなど、金融先物取引においての具体的なルールを定め、施行令と施行規則を整備し、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令を新設した。(資料6-2-5~7参照)

- | | | |
|-----------------------------|----------|----|
| (1) 金融先物取引法施行令 | 17年6月10日 | 公布 |
| (2) 金融先物取引法施行規則 | 17年6月16日 | 公布 |
| (3) 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令 | 17年6月16日 | 公布 |

第3節 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令・府令等の整備

I 経緯等

市場機能を中核とする金融システムを改善、強化する観点から、市場監視機能の強化及び有価証券の販売経路の拡充などを行うための証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）が、16年6月2日に成立し、同年6月9日に公布された。

同法は一部を除き同年12月1日、17年4月1日、同年7月1日において順次施行されることとされたが、それに伴い、関係政令及び内閣府令等について所要の規定の整備を行った。

II 主な政令、内閣府令等の改正

1. 16年12月施行の政令、内閣府令等

改正証券取引法のうち、投資事業有限責任組合等の出資持分のみなし有価証券化、目論見書制度の合理化及び銀行等による証券仲介業務の解禁等の規定は16年12月の施行とされたことから、それに伴う政令、内閣府令等の整備を行った。その主なものは以下のとおりである。

(1) 証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成16年政令第354号）

ア. みなし有価証券とされる投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類する組合契約等に基づく権利の範囲を定めた。

イ. 目論見書を、必ず交付しなければならないものと、交付請求があったときには、直ちに交付しなければならないものに区分することとし、その対象となる有価証券として、投資信託の受益証券、投資証券を定めた。

ウ. 証券会社等の主要株主の範囲について見直しを行った。

エ. 銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しに係る所要の規定整備を行った。

オ. その他所要の整備を行った。

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第90号）

ア. 有価証券の対象範囲の拡大等に伴い、利害関係人等との取引が禁止される行為についての規定整備を行った。

イ. その他所要の整備を行った。

(3) 金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第92号）

- ア. 登録金融機関がインサイダー取引であること等を知りながら、有価証券の売買その他の取引等の受託等を行うことを禁止した。
- イ. 登録金融機関が顧客に関して有価証券の発行者の法人関係情報を提供して有価証券の取引を勧誘する行為を禁止した。
- ウ. 顧客の同意なく、委託証券会社に顧客情報を提供している状況又は委託証券会社から顧客の情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況等を是正が必要なものとして規定した。
- エ. 登録金融機関が証券業務以外の業務を営む場合において、当該金融機関が信用の供与を条件として、有価証券の取引又は当該取引の勧誘をすることや証券仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間の有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を行うことなどを禁止した。
- オ. その他所要の整備を行った。

(4) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）

- ア. 投資信託証券に係る目論見書の記載内容の簡素化、募集又は売出しにおける条件決定時の訂正目論見書の交付を免除する特例、目論見書電子交付要件の緩和等、目論見書制度の合理化のための規定整備を行った。
- イ. 公開買付制度に関して、投資法人の発行する投資証券を適用対象とするための規定整備、公開買付開始公告及び公開買付届出書の記載事項の追加、買付条件等の変更に伴う公開買付期間の延長の弾力化のための改正を行った。
- ウ. 投資事業有限責任組合等の出資持分のみなし有価証券化に伴い、その募集又は売出し、私募についての規定整備を行った。
- エ. 銀行等による証券業務の範囲の拡大に伴い海外発行証券の国内勧誘における制度整備を行った。
- オ. 募集又は売出しに係る要件緩和、有価証券届出書等の記載事項の見直し、「適格機関投資家」に関する届出手続の緩和、社債の「私募」に係る転売制限に関する要件の緩和、発行登録制度への投資証券の導入及び短期決算型の投資信託証券に係る臨時報告書の提出免除等の規制緩和等のための制度整備を行った。
- カ. その他所要の整備を行った。

2. 17年4月施行の政令、内閣府令等

改正証券取引法のうち、最良執行義務や私設取引システム等に関する

る規定整備、公開買付制度における公告方法の見直し及び課徴金制度の導入等の規定は17年4月の施行とされたことから、それに伴う政令、内閣府令の整備を以下のとおり行った。

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成17年政令第19号）
 - ア. 電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として有価証券の売買又はその媒介等を行う業務を競売買の方法により行う場合における売買高の上限の基準を定めた。
 - イ. 公開買付制度に係る公開買付開始公告等の公告及び有価証券報告書の訂正報告に係る公告の方法に、開示用電子情報処理組織を使用する方法（電子公告）を追加するための所要の規定の整備を行った。
 - ウ. 証券会社等の行為規制の見直しにかかる所要の規定の整備を行った。
 - エ. 最良執行方針等の作成義務の対象となる取引、記載事項を定める等、最良執行方針等に係る規定の整備を行った。
 - オ. 虚偽記載のある開示書類により有価証券の募集等を行った者、風説を流布し又は偽計を用いて有価証券の売買等を行った者、相場を操縦する一連の有価証券の売買を行った者及び未公表の重要事実を知りつつ有価証券の売買等を行った会社関係者に対する課徴金額の計算に関し必要な事項を定めた。
 - カ. その他所要の整備を行った。
- (2) 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第6号）
 - ア. 最良執行方針等の作成・公表が義務付けられた有価証券取引の対象とされる上場株券等について規定した。
 - イ. 最良執行方針等の公表方法及び最良執行説明書（最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面）等について規定した。
 - ウ. 取引所上場有価証券・店頭売買有価証券に関する価格等の通知、公表・報告に関して、取引所・証券業協会による売買の注文・成立ごとの価格等の通知を義務付けるとともに、取扱有価証券（グリーンシート）についても公表等の対象に追加した。
 - エ. その他所要の整備を行った。
- (3) 取扱有価証券に関する内閣府令（平成17年内閣府令第7号）

グリーンシートについて、「取扱有価証券」として証券取引法上に規定することに伴い、その定義について規定する内閣府令を新たに制定した。

- (4) 証券取引法第79条の3及び第116条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令(平成16年内閣府令第8号)

インサイダー取引に対する課徴金の計算に必要となる証券業協会又は証券取引所が公表する価格が存在しない場合において、これに相当するものを定める内閣府令を新たに制定した。

- (5) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第34号)

ア. 公開買付制度に係る公開買付開始公告等の公告及び有価証券報告書の訂正報告書に係る公告の方法を電子公告又は新聞公告のいずれかにより行うものとするなど、電子公告制度の導入に伴う規定整備を行った。

イ. 有価証券届出書等の記載上の注意の明確化、コーポレートガバナンスに係る開示の充実及び親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実等の規定整備を行った。

ウ. その他所要の整備を行った。

3. 17年7月施行の政令、内閣府令等

改正証券取引法のうち、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の規定は17年7月の施行とされたことから、それに伴う政令、内閣府令等の整備を以下のとおり行った。

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成17年政令第230号)

ア. これまで、金融庁長官が行っていた有価証券届出書の届出者等に対する検査等の権限について、当該届出書等の効力発生後に係る検査等は証券取引等監視委員会に委任することとするための所要の規定の整備を行った。

イ. これまで、「取引等の公正の確保に係る検査」は証券取引等監視委員会が、「財務の健全性等に係る検査」は金融庁長官が行っていた証券会社等に対する検査等の権限について、証券取引等監視委員会が一元的に実施することとするための所要の整備を行った。

ウ. 関東財務局長が持つ有価証券届出書の届出者等に対する報告徴求・検査及び行政処分等の権限について、有価証券届出書等の受理権限を持つ各財務局長に移管するための所要の規定の整備を行った。

エ. 証券会社等に対する検査権限の委員会への委任について、その範囲を拡大することに伴い、委員会から財務局長等への委任に関する規定の整備を行った。

オ. その他所要の整備を行った。

(2) その他

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等を改正し、所要の規定整備を行った。

第4節 株式等決済合理化法の一部施行に伴う政令・命令等の整備等

I 経緯

平成元年のG30の勧告（注1）を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。我が国でも、証券取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会において12年6月27日に答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」が取りまとめられ、証券決済システム改革に官民一体で取り組んできた。

金融庁では、法務省や財務省等の関係省庁とともに、決済リスクを削減するための法制度（注2）の整備に取り組んでおり、13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、14年の「証券決済制度等の改革による証券市場整備のための関係法律の整備等に関する法律」により社債や国債等について、16年の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下、株式等決済合理化法）」により、株式等について、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度の整備をしてきたところである。（注3）

（注1）G30（Group of Thirty）とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクのこと。このG30が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を元年に公表して、世界的な反響を呼んだ。

（注2）具体的には、証券決済に係る手続の一元化や明確化、証券決済の安全性や効率性の向上などを実現するため、有価証券の種類をまたがる統一的な制度であって、かつ、有価証券をペーパーレス化して帳簿で管理する制度の創設に取り組んでいる。

（注3）このうち、CPと国債については既に振替制度が稼動している。社債、地方債等については18年1月から、投資信託受益権については19年1月から振替制度が稼動する予定であり、株式等の振替制度は21年6月までに稼動する予定である。

II 株式等決済合理化法の一部施行に伴う政令・命令の整備

株式等決済合理化法のうち、商法部分の改正により、会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることにより株券を発行しないことが可能となる株券不発行制度を整備した。

それに伴い、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係

政令の整備に関する政令」(法務省、財務省と共管)、「特別振替機関の監督に関する命令および口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令」(法務省、財務省と共管)及び「一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令」(法務省と共管)を策定し、公布した(16年9月8日)。また、株式等決済合理化法のうち、株券不発行にかかる部分の施行期日を定めるため、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行期日を定める政令」も同時に公布し、施行期日を16年10月1日とした。

Ⅲ 株式等の振替制度に係る政令・命令の整備に向けた準備作業

株式等決済合理化法のうち、株式等の振替制度に係る政令・命令について、整備に向けた作業を進めた。

具体的には、当該政令・命令で制定すべき事項のうち関係者間で検討を要するものについて、16年8月以降、法務省や総務省等の関係省庁及び発行会社や振替機関、口座管理機関といった市場関係者との間で、平均月1~2回のペースで協議を行った。

Ⅳ 市場関係者との連携及び株式等決済合理化法の一般投資家等への周知

社債、地方債等の振替制度である一般債振替制度が18年1月から稼働を開始する予定となっているが、現在、振替機関を中心とした市場関係者間において、システム構築及び事務フローの見直しのための協議が行われている。金融庁は同協議を注視しつつ、法令適合性等当該協議における検討事項のうち、法令に関わるものについての相談に対して適宜助言・回答をする等、市場関係者と密接に連携をとりながら、安全性・効率性両面に配慮された振替制度が予定通りに稼働を開始するよう努めた。あわせて、17年2月に振替機関から同制度の稼働開始に伴う業務規程の変更認可に係る仮申請の提出を受け、法令に則って審査した結果、最終的に振替業の適正かつ確実に遂行するに足るものと認められたことから、同年6月に本申請の提出を受け、同月、これを認可した。

また、投資信託受益権の振替制度である投信振替制度が当初の予定通り19年1月から稼働を開始するよう、一般債振替制度と同様に、市場関係者と緊密に連携を図りながら、官民一体となった取組みを行った。

さらに、17年5月からの(株)日本国債清算機関の稼働の開始に向けて、同年3月に同社より有価証券債務引受業に係る免許申請が提出されたが、当該業務が適正かつ確実に行われるかを審査した結果、最終的に有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足るものと認められたことから、同年4月、これを免許した。

株式等決済合理化法が公布され、21年6月までに上場会社の株券がペーパーレス化され、株式等の振替制度の稼働が開始されることとなったが、これを受けて、法務省や市場関係者とともパンフレットを作成し、各方面に配布するとともに、テレビ、ラジオのほか、雑誌にも寄稿するなど、新しい制度への円滑な以降を確実なものにするべく、メディアを積極的に活用し、株式のペーパーレス化と振替制度について、一般投資家に広く周知することに努めた。

第5節 その他証券市場等に関する各種施策

I 証券市場の整備等

1. 日本郵政公社による投資信託の窓口販売について

(1) 経緯等

日本郵政公社による投資信託の窓口販売については、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」(平成15年5月14日 証券市場活性化関係閣僚等による会合)において「郵便局ネットワークを活用した民間投資信託の窓口販売については、民間との役割分担を含め、総合的に検討する。」とされ検討が開始され、「郵政民営化の基本方針」(16年9月10日 閣議決定)においても、19年3月までの準備期において「投信窓販の提供を可能とする」とされており、この方針が確認されたところである。

これらを受けて、16年11月9日に「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案」が閣議決定を経て第161回臨時国会に提出され、衆議院において同月25日に可決、参議院において12月3日に可決・成立し、同月10日に公布された(平成16年法律第165号)。

その後、政省令の整備が行われ、「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行期日を定める政令」(平成17年政令第198号)、「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令」(平成17年政令第199号)、「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則」(平成17年内閣府・総務省令第1号)及び「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する内閣府令」(平成17年内閣府令第72号)等が17年6月1日に公布され、法律もあわせて同月2日に施行された。

(2) 法律の内容

「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」の内容の概要は以下のとおりである。

- ・ 日本郵政公社は、その業務範囲が日本郵政公社法第19条において規定されているが、この法律に基づき、特例として、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等及びその附帯業務を行うことが

できるものとする。

- ・ 投信窓販について投資家保護を図る必要から、日本郵政公社を証券取引法上の登録金融機関と位置付け、民間金融機関と同じく証券取引法を全面的に適用する。
- ・ 民間とのイコール・フットィングの観点から、窓口販売を行う証券投資信託については、公募により選定すること、選定基準を公表すること、公社が受け取る手数料は、民間における同種の手数料等を勘案すること、公社は選定した証券投資信託のうち特定の証券投資信託に対する不当な差別的取扱いの禁止等の措置が講じられている。

(3) 今後の見通し

法律に規定されている公募の手続等を経て、17年10月を目途に実際に郵便局の窓口で投資信託の販売がされる予定である。

郵便局の窓口において投資信託の販売が行われることは、証券市場のより一層の活性化に資するとともに、利用者にとっても郵便局における金融商品の選択肢が広がることとなると考えられる。

2. ジャスダックの証券取引所化

金融庁においては、株式会社ジャスダックより、証券取引法第80条第1項の規定に基づく有価証券市場開設に係る免許申請を16年9月29日に受け付けた。

当該免許申請について、証券取引法第83条の規定に基づき審査を行った結果、同条に規定する審査基準に適合すると認められたため、同年12月3日付けで免許を交付した。なお、ジャスダック証券取引所としての業務開始日は同月13日である。

(注) 株式会社ジャスダックは、当該証券取引所化まで、日本証券業協会より委託を受け店頭売買有価証券市場の運營業務を行っていた。

II 国際会計基準等への対応

1. 欧州連合（EU）による日本の会計基準に係る同等性評価（資料6-5-1、2参照）

EUは、2007年1月以降、EU域内で上場する外国企業に対し、国際会計基準（IAS）又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることとしている。

EUにおける我が国会計基準の同等性評価の問題については、

- ① 我が国会計基準の国際的信頼性に関わる問題であること

② 我が国企業等のEU資本市場へのアクセスの可能性に関わる問題であること

から、国内の官民の関係者と緊密に連携・協力しつつ、EUに対して、我が国会計基準の同等性が認められるよう、働きかけを行ってきたところである。その結果、2005年7月の欧州証券規制当局委員会（CESR）の助言では、我が国会計基準について、米国基準及びカナダ基準とともに、IASと全体として同等であると評価した上で、一定の補完措置が求められている。

なお、会計基準の同等性評価については、欧州委員会（EC）が2006年初めまでに最終決定する予定となっており、今後も引き続き、我が国会計基準の同等性が認められるように、国内関係者と緊密に連携・協力して適切に対応していく必要がある。

2. 企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスプロジェクト等（資料6-5-3、4参照）

2004年10月に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準審議会（IASB）と、会計基準のコンバージェンスを最終目標とし、現行基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げに向けた協議を開始し、2005年1月に、ASBJとIASBの間で、共同プロジェクトを立ち上げることで合意がなされている。

2005年3月には、初会合が東京で開催され、その結果、検討項目として、棚卸資産の評価基準、セグメント情報、関連当事者の開示方法等、在外子会社の会計基準の統一、投資不動産の測定方法等の5項目について協議していくこととされた。

また、2005年5月の伊藤大臣と米国証券取引委員会（SEC）ドナルドソン委員長との会談において、日米両国の会計基準設定主体すなわちASBJと米国財務会計基準審議会（FASB）の間の対話の強化を支持することが表明され、今後、具体的な進め方について当事者であるASBJとFASBの間で調整されることとなる。金融庁としては、両者の対話の強化に向けた取組みについても支援していくこととしている。

Ⅲ 公認会計士監査の充実・強化

1. 改正公認会計士法等の施行

証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確保する等の観点から、公認会計士監査の充実・強化を図るため、①公認会計士の使命・職責の明確化、②公認会計士の独立性の強化、③監視・監督体制の充実・強化、④公認会計士試験制度の見直し等を内容とする公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号、以下「改正法」という。）が、15年5月30日に成立し、同年6月

6日に公布された。(資料6-5-5参照)

改正法(試験制度に関する改正を除く)及び関連政府令は16年4月1日から施行されている。

2. 公認会計士試験制度

(1) 現行試験制度の概要

公認会計士試験は、第1次試験、第2次試験(短答式及び論文式)及び第3次試験(筆記、口述)があり、第2次試験の合格者には、会計士補となる資格が与えられ、以後3年間のインターンを履修後に、第3次試験の受験資格を取得する。さらに、第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。(資料6-5-6参照)

(2) 試験制度の改正

受験者層の多様化等を図り、多様な人材が受験し、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会に輩出していくことを目指して、抜本改正される。改正後は、試験体系が現行の3段階5回から1段階2回(短答式、論文式)に簡素化され、試験合格とインターン履修により公認会計士となる資格が与えられる。(資料6-5-7参照)新試験制度は、今後関連内閣府令の整備を行い、18年1月1日から施行される。

3. 公認会計士・監査法人の現況等

(1) 公認会計士登録数の現況

公認会計士試験に合格し、公認会計士又は会計士補となる資格を有することとなった者が、公認会計士又は会計士補として業務を行うためには、日本公認会計士協会に登録しなければならないこととされており、17年3月末現在の登録者数は公認会計士15,477人、会計士補5,965人、外国公認会計士5人となっている。(資料6-5-8参照)

(2) 監査法人の現況

監査法人制度は、組織的監査推進の観点から昭和41年に創設されたものであり、平成16年4月1日施行の改正法では、設立、合併等の手続きが認可制から届出制に変更された。

監査法人数は17年3月末現在で155法人となっており、監査法人に所属する公認会計士は7,959人(16年3月末現在)で全公認会計士の半数以上を占めるに至っている。(資料6-5-8参照)

また、近年の資本市場の国際的な一体化、企業統合等による企業の大規模化等を背景に、公認会計士監査の高度化や専門化等による監査業務体制の充実強化が一層強く求められており、このような要

請を踏まえ、監査法人間の合併が行われている。この結果、監査法人の中で上位4大監査法人のシェアが高くなっており、所属の公認会計士数で見ると約79%(16年3月末現在)のシェアを占めている。

4. 日本公認会計士協会

(1) 設立目的

日本公認会計士協会(以下「協会」という。)は、公認会計士法に基づき、「公認会計士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うこと」を目的として設立された法人であり、公認会計士は同協会への加入を義務付けられている(公認会計士法第43条、第46条の2)。

(2) 事業内容

16事務年度中の活動は、第38回定期総会(16年7月6日開催)において承認された事業計画に基づき、①公認会計士・監査審査会の発足及び会社法改正への対応、②会計監査制度の国際的動向を踏まえた対応、③当面する会計及び監査上の諸問題への対応、④監査業務の質的向上に向けた諸施策等の実施などの事業等に重点をおいて実施された。

また、16年8月6日、改正法の施行により公認会計士等の独立性強化が措置されたことを踏まえた「倫理委員会」(職業倫理に関する規定の整備、会員からの相談受付)の設置、及び継続的専門研修の法定化に伴う所要の整備等を内容とする会則変更を行った。

5. 監査基準等の整備

会計監査をめぐる最近の非違事例や監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、17年3月から企業会計審議会監査部会において、監査法人の品質管理の向上等に向けて監査基準の改訂等について審議を行っており、7月20日に公開草案を公表したところである。今後、各界から広く意見を求めた後、最終的な取りまとめに向けて引き続き審議を行う予定である。